

令和5年度第3回

小金井市国民健康保険運営協議会会議録

と き 令和6年2月26日（月）

ところ 小金井市役所本庁舎第1会議室

小金井市市民部保険年金課

令和5年度第3回小金井市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和6年2月26日(月) 19時から

場 所 小金井市役所本庁舎第1会議室

出席者 〈委 員〉

江 頭 みのぶ	加 藤 由喜枝	塚 田 悟
瀬 口 秀 孝	西 野 裕 仁	穂 坂 英 明
黒 米 哲 也	田 中 智 巳	遠 藤 百合子
沖 浦 あつし	清 水 が く	水 上 洋 志
吉 田 幹 哉		

〈保険者〉

市民部長	西 田 剛
保険年金課長	伏 見 佳 之
国民健康保険係長	井 上 義 秀
国民健康保険係主査	永 屋 由佳理
国民健康保険係主査	杉 野 俊太郎
国民健康保険係主事	狩 谷 翔 太

議 題

- 日程第1 第3期小金井市国民健康保険データヘルス計画及び第4期小金井市国民健康保険特定健康診査等実施計画について(諮問)
- 日程第2 マイナンバーカードと健康保険証の一体化について(報告)
- 日程第3 その他

令和5年度第3回小金井市国民健康保険運営協議会

令和6年2月26日

◎**沖浦会長** それでは、定刻となりましたので、令和5年度第3回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本来ですと、市長からご挨拶いただくところですが、別の公務のため欠席と聞いておりますので、代わりに市民部長からご挨拶をいただきます。西田部長、よろしくお願いします。

◎**西田市民部長** 皆さん、こんばんは。市民部長の西田です。会長からご紹介のあったとおり、今日は市長が公務のため、私からご挨拶申し上げます。

本日は、お忙しい中、国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。また、本市の国民健康保険事業に多大なるご尽力をいただくとともに、市政全般にわたりご理解、ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本日は、第3期小金井市国民健康保険データヘルス計画及び第4期小金井市国民健康保険特定健康診査等実施計画案に関する諮問及びマイナンバーと健康保険証の一体化に関する報告をさせていただきます。

前回、運営協議会でご報告いたしました令和6年度から始まる第3期小金井市国民健康保険データヘルス計画及び第4期小金井市国民健康保険特定健康診査等実施計画（案）の策定に関してご審議をお願いするものでございます。また、令和6年12月2日よりマイナンバー法の一部改正により、現行の健康保険証が廃止され、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本とする仕組みに移行されます。国の医療DXと言われるデジタル化に関する報告になります。いずれも内容につきましては、後程詳しくご説明申し上げますが、委員の皆様方のご理解とご協力を賜りながら、国民健康保険制度の円滑な運営に努めていきたいと考えてございます。ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

◎**沖浦会長** ありがとうございます。それでは、議事に入る前に、本会議の成立の可否について、事務局から報告をお願いします。

◎**井上国民健康保険係長** 本会議の成立の可否につきましてご報告いたします。現在、定数17名中12名のご出席をいただいております。なおかつ、条例で定めております第1号から第3号までの各委員1名以上のご出席をいただいておりますので、運営協議会規則に基づく定数に達しております。したがって、本会議は成立しておりますので、この旨ご報告いたします。

なお、高橋委員、宮下委員からは欠席のご連絡をいただいております。

また、江頭委員、黒米委員は遅刻する旨のご連絡をいただいております。

事務局からは以上です。

◎**沖浦会長** ここで、本日の配付資料の確認をいたします。事務局からお願いします。

◎**井上国民健康保険係長** それでは、本日配付資料の確認をさせていただきます。

まず1点目ですが、「データヘルス計画関連資料」でございます。こちらは別冊1、別冊2と分かれていますのでございます。

次の2点目ですが「資格確認書関連資料」でございます。こちらはA4横版の資料でございます。

3点目に本日の議事日程でございます。

以上でございますが、資料不足の方はいらっしゃいますでしょうか。

事務局からは以上です。

◎**沖浦会長** それでは、議事に入ります。まず、会議録署名委員の指名ですが、今回は小堀委員と遠藤委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

日程第1「第3期小金井市国民健康保険データヘルス計画及び第4期小金井市国民健康保険特定健康診査等実施計画について（諮問）」を議題といたします。

諮問を求めます。

◎**西田市民部長** 小金井市健康保険運営協議会会長沖浦あつし様。小金井市長白井亨代読でございます。

第3期小金井市健康保険データヘルス計画及び第4期小金井市国民健康保険特定健康診査等実施計画の策定について（諮問）

国民健康保険法に基づく保険事業の実施等に関する指針に基づき、保険者は健康医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的保険事業の実施を図るための実施計画を策定するものとされたことから、第3期小金井市国民健康保険データヘルス計画について、下記のとおり策定したいと考えております。また、特定健康診査等基本方針に基づき、効果的かつ効率的保険事業の実施を図るため、第4期小金井市国民健康保険特定健康診査等実施計画について、下記のとおり策定したいと考えています。

つきましては、小金井市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づきまして、貴評議会の意見をお示し願います。

記 諮問事項

第3期小金井市健康保険データヘルス計画及び第4期小金井市国民健康保険特定健康診査等実施計画について

策定内容 共通事項

- (1) 計画の背景と目的
- (2) 令和6年度から令和11年度までの6年間の実施計画とする。

第3期小金井市国民健康保険データヘルス計画

- (1) 計画には次の事項を定める。

- ①現状把握と健康課題
- ②目標の設定
- ③課題達成のための施策と内容
- ④その他データヘルス事業実施のために必要な事項

(2) 実施計画の公表は市報、ホームページ等で行う。

第4期小金井市健康保険特定健康診査等実施計画

(1) 計画には次の事項を定める。

- ①現状分析と課題
- ②目標の設定
- ③実施方法
- ④その他特定健康診査等の適切かつ有効な実施のために必要な事項

(2) 実施計画の公表は市報、ホームページ等で行う。

以上です。よろしく申し上げます。

◎**沖浦会長** ただいま市民部長より諮問がございました。諮問書の写しを皆様にご配付いたします。

(諮問文配付)

◎**沖浦会長** 皆様のお手元に諮問書がお渡りになったと思います。それでは、ただいまの諮問につきまして、細部について、事務局の説明を求めます。

◎**井上国民健康保険係長** 国民健康保険係長からご説明いたします。

それでは、日程第1「第3期小金井市国民健康保険データヘルス計画案及び第4期小金井市国民健康保険特定健康診査等実施計画案の策定について」ご説明いたします。お手元の資料、別冊1、別冊2をご覧ください。

前回の当運営協議会にてご説明させていただきましたとおり、1月18日木曜日から2月17日土曜日までの1か月間、パブリックコメント（意見募集）を実施させていただきました。パブリックコメントに際しましては、前回配付いたしました計画案を市内各公共施設に設置いたしまして、あわせてホームページにも掲載したところでございます。パブリックコメントの結果、お寄せいただきました意見はございませんでした。そのため、本日、机上に配付いたしました計画案は前回からは誤字脱字の修正や体裁等を整える等の見直しはしてございますが、前回配付したものとは大きく変更はございませんので、詳細な説明は前回のとおりでございますので、割愛させていただきます。

本日お配りしております別冊1というのが計画本編になるものでございます。別冊2が概要版となっております。別冊2の概要版につきましては、前回の協議会におきましてはご説明しておりませんので、本日は別冊2の概要版につきまして、概略をご説明いたします。今回、諮問をお願いしておりますデータヘルス計画及び特定健康診査等実施計画は前回の計画とは異なり、一体的に策定している関係で、概要版につきましても両方あわせた形でまとめておりま

す。では、別冊2をご覧ください。

表紙裏面は目次でございまして、次ページ以降は計画の趣旨が1ページ、2ページ目が実施体制、3ページ目が小金井市の特性ということで、ここは前回と変更がございませんので、後程ご覧いただければと思います。

では、4ページ目からご覧ください。4ページから11ページまでは前期計画における実績と評価をしております。細かいところにつきましては後程ご覧いただきたいと思っております。この実績と評価につきましては前回お配りした計画から抜粋しているものでございますので、内容は変わっておりません。特定健康診査の実績評価から最後は健幸チャレンジ事業までの実績評価まで記載しております。12ページをお開きください。12ページからは「2. 健康・医療情報の分析」になってございます。個々の項目で見ていきますと、東京都や全国平均と比較して高い、低いというのにはございますが、例えば、図表16「男女別BMIの有所見者の割合（令和4年度）」ということが書いてありますが、これは東京都や全国平均と比べますと、小金井市は若干低かったりするところがございます。そのほか、14ページの図表19「LDLコレステロール有所見者の割合（令和4年度）」です。悪玉コレステロールと言われるものですが、こちらの割合につきましては、小金井市は全国平均とか東京都と比べると若干高い数値が出ておりますが、個々の項目で見ていきますと、平均と比較して高い、低いというのはありませんが、データ上、こちらが小金井市固有の健康課題とまで言える程の違いは見られないため、基本的には既に実施しております特定保健指導での指導や糖尿病性腎症重症化予防指導の中で対応していくものと考えております。

これらの結果を踏まえまして、本計画における目標値をこの概要版の25ページと26ページにまとめてございます。この目標値を達成するための施策案というのが28ページと29ページにまとめてございます。なお、目標値の中で一例ですが、特定健診の受診率を定めておりますが、25ページの図表29「特定健診、特定保健指導事業の目標値」をご覧いただくと、特定健康診査、令和6年度から令和11年度までの各年度の目標値を定めております。

特定健診の受診の有無によってかかる1人当たりの医療費が大きく異なる結果も今回の分析で出ております。前のページに戻って申し訳ございませんが、20ページをご覧いただくと、図表27「特定健康診査受診有無による医療費の状況（令和4年度）」というところがございます。図表の上のほうですが、特定健診未受診者の1人当たりの医療費、一番上のところだと、75万7,000円ぐらいです。特定健診受診者は、その下の表です。大体その半分以下になっております。このように、データからは特定健診の受診率によって1人当たりかかる医療費というのが大きく異なる結果が出てございます。このことから特定健診の受診率をさらに向上させて、早期発見に努めていくということが重要と考えてございます。令和6年度からは新たな計画期間が始まりますので、本計画をベースに引き続き地道に努力を重ねてまいります。

最後に、今後の予定につきましてご説明いたします。本協議会にて答申をいただきました後、市において本計画を確定いたしまして、3月中に冊子として取りまとめ、市ホームページに掲

載いたします。併せて4月1日号または4月15日号の市報にも掲載する予定でございます。

説明は以上です。

◎**沖浦会長** 事務局の説明が終わりました。委員の皆様からご質問はございますか。水上委員、お願いします。

◎**水上委員** 特定健診の件ですけれども、特定健診の受診率をいかに上げるかというのは一つ課題だと思うのですが、事業評価で言うとCということで、あと一步という感じなのかなとは思いますが、他市の先進事例をインターネットで調べると、未受診の方のアンケートを行って、その理由に応じて勧奨するというをやっているということが一つあったと思うのですが、小金井市、多分勧奨は全員に、対象者にはやっていると思うのですが、未受診者の理由とか、そういう調査とか、そこに働きかけるみたいなことというのはどういうふうに行われているのかなというのが一つあるのと、このデータヘルス計画と特定健診でもそうだけれども、高血圧というのが生活習慣病と合わせて一つ大きな健康リスクの課題だということはここの中でも明らかにされていて、有病率もだんだん増えていると。僕もちょっと高血圧ぎみというふうにお医者さんには言われているのですけれども、例えば、高血圧についても、高血圧ゼロということを目指す自治体が今全国17自治体だったかな、まだ少ないですけれども、そういう形で市民の皆さんに血圧のことを意識化して、血圧計は至るところにありますけれども、置いてあったりとか、血圧が一つの健康指標として意識化されるような形で血圧に焦点を当てた事業が行われているということがあるので、一つ一つやろうとしていることは別に問題ないし、どんどん進めてもらいたいと思うのですが、もう少し課題を取り出して、そこに焦点を当てながら取り組んでいくということも必要かと思っていまして、今回のデータヘルス計画などの中でそういうことというのは何か考えていることがないのかどうか、ちょっと確認したいと思うのです。いかがでしょう。

◎**井上国民健康保険係長** それでは、水上委員からご質問2点いただきました。

まず、1点目でございますが、特定健康診査の未受診者への勧奨ということでございます。実は前期計画の中でも未受診者の方へアンケートを取ったことはございますけれども、やはり受けられない理由というのが、お忙しい、自分はまだ健康だと思っている、あとはお仕事の都合等、大体大きくそのようなご意見だったと思います。その方々に対しての勧奨というのをするのですが、お忙しい方は土曜日とか日曜日がやっているといいかなというところと、あと、今回の計画の中でもいろいろリスク分析もしておりまして、これまで特定健診の受診データが蓄積されておりますので、こういったデータから見て、例えばこういう数値が出ている方はこういうリスクが起りやすいとか、AIによるリスク分析で大体分かるようになってきています。若干脅すような形になる可能性もあるのですが、そういったことも含めまして、勧奨の仕方、文書の内容、対象者、その辺りは検討していきたいなと思います。なお、令和6年度からこのデータヘルス事業というのが、事業者が変更しまして、新しい事業者になるのですが、実は今回、事業者を選ぶ中でも特にこの未受診者の方への勧奨、特に若年層の方への勧奨という

のをどうやって回していくかというところも重点的に見て事業者さんを選定したりしているところもありますので、次の事業者さんともよく相談しながら対応していきたいなというふうに考えております。

もう1つの高血圧につきましては、これだけで何か対応方法というのはないのですけれども、先もちょっとご説明の中で申し上げたとおり、基本的に受診された方の中での特定保健指導に行かれた方に関してはもう一人一人地道に対応して、意識啓発をしていくしかないかなというふうに考えております。

以上でございます。

◎**水上委員** ありがとうございます。未受診者に対してはアンケートを行ったり、ある程度分析はされていると思いますが、令和6年度から新しい事業者には未受診者へのアプローチを強化するという事になっているということで、この間の未受診者のアンケートで、忙しいという理由の方の土日も受けられたらいいということですが、土日、開設されているところは、休日診療はあるかもしれませんが、なかなか土日という形になりづらいと思うのです。例えば、一定の日をちを決めて医師会の皆様にもご協力いただくことになると思うのですが、特定健診の日みたいな形で行うとか、そういうこともやる必要があるのではないかなと思うのですけれども、その点を勧奨していくということは当然で、あと、リスク分析を伝えていくということも必要だと思うのですが、そういう点については土日の特定健診の拡充みたいなことは何か検討できないのかなということはいかがでしょうか。高血圧は現状、分かったので、高血圧ゼロみたいなところもあるので、もう少しターゲットを決めて市民にアピールするみたいな取組も必要かなというふうに思います。

あと、パブリックコメントがゼロだったということで、やっぱり健康ってすごく自分には一番の関心事だと思うのですけれども、じゃ、自分がどういう健康リスクを持っているのかというのは、日頃生活していく中で、病気したりすれば違うと思うし、かかりつけ医にかかっている方はそうじゃないと思うのですけれども、なかなか気づきづらいということもあるし、データヘルス計画って、これ全部見せられても、取っつきづらいというのか、全部読み込むというのはなかなか大変だと思うので、例えば、特定健診なんかはポスターを作ったりとか、勧奨通知を送付するとか、いろいろなアピールされていると思うのですけれども、もう少し健康リスクの問題なんかを、脅すようになるとよくないと思うのですが、こういう計画自身を市民の皆さんにアピールしていくということも必要かなというふうには考えているのですけれども、そういう部分、何か考えていることがあるのか伺いたいと思うのです。いかがでしょうか。

◎**伏見保険年金課長** 今、いくつかご意見いただいたのを総括的にお答えさせていただきますが、先程ご説明申し上げた中で次年度から事業者が替わるというところで、これから事業者と細かい打合せをしていくような状況になってございます。今いただいたご意見を含めまして、特定健診の受診率の上がる対応についてはその事業者を含めて協議させていただきたいと思っております。貴重なご意見をありがとうございました。

◎**沖浦会長** ほかにございますか。

◎**吉田委員** 事業者については明らかにできますか。できない場合には別にいいのですが。

◎**井上国民健康保険係長** 事業者につきましては、先日、プロポーザルにより選定はさせていただいたのですが、まだ契約に至っておりませんので、契約した段階でホームページ等にて公表をさせていただきます。

◎**沖浦会長** よろしいでしょうか。

◎**吉田委員** 分かりました。

◎**沖浦会長** ほかにございますか。

◎**加藤委員** 別冊2の10ページにあります医療費通知事業ですけれども、これは本事業の継続性については検討する必要があるふうに書いてあるのですけれども、今度どうなるか分かりませんが、前回は医療費控除に使えるというメリットがあるというお話を伺ったと思うのです。そうすると、私、頂いたことが2回程ありますけれども、医療費控除に使うのであれば、年の1月から12月、これを一括で頂けると非常にありがたいと思った覚えがありますので、そういう理由づけを大きくするにはそういうふうにしていただけないかなと思います。

以上です。

◎**井上国民健康保険係長** では、加藤委員からのご質問でございます。医療費通知につきましては、前回もご質問をいただいたところでございますが、主な目的というのがまずご自身の医療費の状況を振り返っていただくということがございます。あわせまして所得税の確定申告の際、医療費控除に使えるということがございます。今、加藤委員がおっしゃったとおり、1月から12月分までがまとまってくると、そのまま使いやすいというのは非常に私たちもそのように重々承っているのですが、医療費の情報というのが、遅れてくるもので、どうしても直近の部分というのがまだ私たちもデータとして持っていない部分がございます、ぎりぎりのところで一昨年の11月から前年の10月分までが医療費通知としてお送りできるところになっております。前年の11月分と12月分に関してはお手元の領収書等とかで対応していただくような形になっております。医療費通知は、年に2回送っており、1回目と2回目それぞれ、1回目を送ったときは前年の1月から6月分までの医療費の合計値が出るようになっていたと思います。次にお送りしたのが7・8・9・10月の4か月分になりますが、こちら右下のほうに合計値が出ていたと思いますので、その2つを足していただくと、前年の1月から10月分までになるようになっております。現状ではそこが限界なところでございます。

以上でございます。

◎**加藤委員** 逆に言えば、11月、12月は送られてこないということですか。遅れて送られてくるのですか。

◎**井上国民健康保険係長** それは、2回目に送付した医療費通知は昨年の7月から10月分であるため、11月、12月分は含まれておらず、今回の医療費控除の手続には間に合わないという形ですね。

◎加藤委員 でも、遅れて来るのですね。確定申告の時期は過ぎてしまうけれども、送られてくる。

◎井上国民健康保険係長 そうですね。

◎加藤委員 1月から6月と、7月から10月と今伺ったので。すみません。11月、12月はその後、遅れて、年3回に分けてということになりますか。

◎沖浦会長 11月、12月の明細というのはどこに来るのかということです。

◎井上国民健康保険係長 ご説明が悪くて申し訳ございません。最初に1回目の医療費通知をお送りしたときに、一昨年の11月から前年の6月分までの分を送付しております。そのうち、医療費控除に使えるのが前年の1月分から6月分までですので、そのようにご説明を申し上げました。

◎加藤委員 すみません。私、1月って聞こえたのですが聞き間違いですか。一昨年の11月から前年の6月ですね。了解しました。

◎沖浦会長 よろしいでしょうか。

◎加藤委員 はい。

◎沖浦会長 ほかにございますか。

◎田中委員 薬剤師会の田中ですけれども、ジェネリックの医薬品の差額通知のところを読ませていただいて、実施施策案というところの後半がペーパーレス化に関する検討ということで、これまで郵便による通知を実施してきたと、お薬手帳アプリの普及を踏まえということで、LINE等のオンライン、ICTを使って通知するというようなことが大きく取り上げられているのですけれども、現場の肌感覚としてまだお薬手帳の電子お薬手帳ってそれ程普及していないような気がするのです。今、ちょっとネットで調べた数字だと、やっぱり20代、30代の方は結構な数値があると思うのですけれども、特に医薬品を一番使っている70代とか80代の方って、電子お薬手帳を持ってこられる方は僕の薬局にはほぼいないのです。そうなってくると、郵送をやめてそういう形にしていくというのがあまり意味を持たないような気がしたもので、ちょっとここでご意見として言わせていただきました。

以上です。

◎沖浦会長 今のご意見ですけれども、何かコメント等あれば。

◎井上国民健康保険係長 ご意見、ありがとうございます。確かにおっしゃることは、こちらでも感覚としても非常によく分かるところでございまして、このジェネリック医薬品の差額通知、ICT化というのがこの別冊2のところでも、9ページですね、書かれておりますのと、あと、10ページに、先程の医療費通知の話にもなるのですけれども、マイナポータル上で閲覧できるようになっていきますということもありまして、この辺りは先々考えると、紙の通知はだんだん要らなくなってくる時代が来るのではないかなといったところも踏まえて書かせていただいているところでございます。今回の計画が令和6年度から令和11年度の6か年にわたる、長い計画になっておりますので、現時点では現実的ではないかなと思うのですが、6年間で見ると

と、もしかしたら何か改善するべきところがあるのではないかとこのように書いてございます。

以上、補足でございます。

◎**沖浦会長** ほかにございますか。特になければ、これで質疑を終了したいとは思いますが。皆さんからご質問、ご意見全て出尽くしたと判断しまして、では、ここで質疑を終了いたします。

この計画案は令和6年度より始まることとなっております。また、ご審議をいただいた内容を踏まえ、答申をまとめたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎**沖浦会長** ということで異議なしと認めます。本件につきましては、市長の諮問のとおり答申することと決定いたしました。答申書につきましては、事務局と調整の上、委員の皆様方へ後日送付をさせていただきます。

次に、日程第2「マイナンバーカードと保険証の一体化について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

◎**井上国民健康保険係長** それでは、日程第2「マイナンバーカードと健康保険証の一体化について」ご説明いたします。お手元の資料、別紙1と書いてありますA4の横版の資料をご覧ください。

それでは、マイナ保険証を使用する、いわゆるオンライン資格確認というものですが、こちらは令和3年10月から開始されており、各医療機関にもマイナ保険証を読み取る端末の設置が進んでいるかと思いますが、ここで法改正に伴いまして、今年の12月2日をもって現行の被保険者証が廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとなっております。そのため、マイナ保険証未登録の方、あるいはマイナンバーカードを取得していない方は資格確認書という、カードタイプの書類になるのですが、こちらを交付いたしまして、被保険者の資格を確認することとなります。具体的な様式例につきましては、この別紙1の資料の4ページ目に記載してございます。例でございますが、資格確認書の様式という形で保険証に似てはおりますが、このような形を想定してございます。

なお、小金井市の国民健康保険につきましては、現在被保険者の方は令和7年9月30日まで有効な保険証をお持ちでございますので、それは有効期限までそのままお使いいただけます。保険証が廃止される12月2日以降に新規で国民健康保険に加入される方、あるいは保険証をなくしてしまった方につきましては、保険証を発行することができませんので、その方については資格確認書を交付するという形になります。現時点で詳細なスケジュールはまだ決っておりませんが、現在お手元にあります保険証の有効期限が切れる令和7年9月30日より前にマイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を交付する形になってございます。

次に資料の3ページ目でございます。特別療養費の制度につきましてご説明いたします。これまで小金井市では、国民健康保険税に滞納のある方については有効期限が短い短期被保険者証というものを発行しておりましたが、保険証が廃止されますので、短期被保険者証も廃止とい

う形になります。そのため、国では特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行う規定を整備してございます。こちらは法改正を伴ってございます。特別療養費というのは、こちらにも書いてあるのですが、窓口で一旦全額お支払いいただき、後日、申請で保険給付分、7割分、あるいは70歳以上の方だと2割負担の方は8割分という形になりますが、こちらをお戻しするという制度になります。窓口にいらっしゃったときには納付の相談等をしていただくという形の趣旨でございます。まだ詳細につきましては、国や東京都から具体的な通知等が来ておりませんので、具体的な通知等、あるいは他市区町村等の対応を見ながら今後について検討していきたいと考えております。

続きまして、こちら、資料にはないのですが、1点補足させていただきます。加入者情報の対応についてお知らせいたします。昨年でございますが、マイナ保険証とオンライン資格確認の元となるデータの紐づけが誤っているということが社会問題のような形になってございまして、国からの通知で全ての保険者が点検作業を実施しまして、これらの作業がおおむねこの春には終了する見込みという見通しが立ってございますので、その結果を基に全ての加入者に対してマイナンバーの下4桁を含めて、あなたの資格情報はこうなっていますという案内を送付することとなる予定でございます。要するに、加入者の個人番号がオンライン資格確認システム上正確に登録されているということを被保険者お一人お一人にお知らせすることを目的とする通知でございます。被用者保険の方、協会けんぽ等は夏以降です。国民健康保険と後期高齢者医療保険に関しましては例えば、保険証の更新時のタイミングなどに合わせて適切な時期に送付するということとされてございます。現時点では、どのような形で送付するかなど、詳細が示されておりませんが、国民健康保険につきましては秋頃までに送付することになるかと見ております。

事務局の説明は以上です。

◎**沖浦会長** 事務局の報告が終わりました。何かご質問はございますか。

◎**加藤委員** 小金井市でマイナンバーカードを登録した方と、それから保険証も紐づけした方の割合はどのくらいでしょうか。

◎**沖浦会長** 今現在の状況で。

◎**井上国民健康保険係長** 直近の情報ですと、今年の1月10日時点での情報ですが、紐づけていらっしゃる件数というのが1万77件というふうに報告を受けておりまして、小金井市の国民健康保険の被保険者は約2万人くらいですので、まだ半分くらいという形でございます。

以上でございます。

◎**沖浦会長** もう一度お願いします。

◎**井上国民健康保険係長** マイナンバーカードをお持ちの方が全体でどのくらいというご趣旨でしょうか。

◎**加藤委員** そのとおりで2つの件です。

◎**井上国民健康保険係長** マイナンバーカードをお持ちの方の数につきましては持ち合わせて

おりません。

◎加藤委員 もしすぐ分かれば。

◎西田市民部長 7割以上あるのは分かっています。

◎加藤委員 7割以上。

◎西田市民部長 詳細な数字につきましては持ち合わせておりません。

◎加藤委員 大体で。

◎沖浦会長 よろしいですか。

◎加藤委員 国の方針でもうこれで決まったということではあるのですが、個人的には保険証に紐づけが半分ということも踏まえまして、今の紙の保険証をそのまま使えるように何か働きかけができないだろうかと個人的には思っています。今のような情報過多で何でもデータ化している状況で、非常に情報漏れ、マイナンバーカードは全部、個人の情報が1つになってしまいますので、非常に不安を持っています。この資格確認書を手間かけてお金をかけて発行するぐらいだったら、紙の保険証でいいのではないかと私は個人的には思っておりまして、その辺についてはいかがでしょうか。

◎井上国民健康保険係長 ご指摘は非常にこちらでも理解するところですが、こればかりはもう法律が既に変更になってしまっておりまして、どうにもできないところではございますが、今ご指摘いただいているところでマイナンバーカードでの受診というのがなかなか難しい方もおり、特にご年齢を重ねると難しいのではないかとということもありますので、マイナンバーカードと保険証に紐づけていらっしゃる方は紙の資格確認書というものを交付いたします。あと、マイナンバーカードに保険証を紐づけていたとしても、例えば災害のときですとか、ネットワークに不具合が発生したとき等は使えないので、そういった方に関しては別途それ用の資格情報のお知らせという別途通知があるのですけれども、それを配付させていただきまして、いずれにしても、紙等で資格が確認できるような状況はございます。

一方で、マイナンバーカードでの受診をしていただくと、例えば、高額に医療費がかかったような場合等です。今ですと限度額適用認定証というのが別途必要になったりするのですが、そういうのが不要になったりと、一方でメリットもございますので、その辺りを見ながら、対応していくような形になろうかなというふうに思っております。

以上です。

◎加藤委員 もう1つ質問させてください。

本当に直下型地震が起こるのではないかとということで、能登のことでもありましたけれども、これから都市型の大きな地震、震度7というのでも、可能性が高いという時代に入ってきてまして、そういう場合には、災害時には保険証とかそういうことは、例えば、マイナンバー保険証だったらスムーズに行くとか、でも、結局、電気がないとか、停電ですから、全く使えなくなってしまうわけです。そうすると、逆に紙ベースの保険証とか、ここで言うと、もう法律が変わってしまったら、資格確認書ですか、こういうものしか使えない状況になるのでは

うか。

◎**沖浦会長** 災害時の想定とかですよね。

◎**井上国民健康保険係長** 今回の能登半島地震におきましてが、このマイナ保険証に切り替わってから初めての震災というような形で、そのような災害が発生した時にオンライン資格がどのように生かされるかというのも初めての経験だったというふうに聞いてございます。仮にネットワークによってその方の保険証の情報が読み取れない状況になった場合でも、そのときに紙の保険証ですらお持ちかどうかというところもあるかと思いますので、災害時の対応ということで、保険証がなくても保険診療にかかれるような形でございます。その方の保険証の情報、その該当の方に聞き取りしまして、それで対応させていただくようなのがこの災害が起こるたびに国のほうから別途通知がきており、この災害に対してはこういう対応をしてくださというふうに、地震だけではなく、台風等自然災害の発生した場合ですけれども、その時に別途対応手段というのがありますので、その辺は特にご心配はなくても大丈夫かなというふうに考えております。

以上です。

◎**加藤委員** 分かりました。

◎**沖浦会長** よろしいですか。ほかにございますか。

◎**黒米委員** 歯科医師会の黒米です。

1つはマイナンバーカードになった時点で医療券、いわゆるマル子とかマル青というの、あれはもう登録、一緒にされるのですかということと、ちょっとこれも今、文章が切れていたんですが、厚生労働省社会援護局保護課というところからメールが来ていまして、生活保護における医療扶助のオンライン資格確認の運用開始についてというのが来ています。多分生活保護の方もマイナ保険証にするということだと思のですが、今、小金井市の歯科で生活保護の治療をしている病院は、多分私ともう1軒だけだと思のです。私のところは近くにそういう施設があるものですから、かなり患者さんがいらっしゃるのですが、ちょっとこれ、言葉に語弊があったら申し訳ないですが、知的障がいの方が一人で住んでいる方が、保険証すらまともにならなく扱えない方が、マイナ保険証を持ってきて機械に入れてピッピッてボタンを押して顔認証ですとかというのができるか、できないか分からないのですが、もしできなかった場合というのは、その対策というのは何か考えていらっしゃるのでしょうか。

◎**沖浦会長** いかがですか。

◎**井上国民健康保険係長** 黒米委員からご質問をいただきました。まず、1点目のところでございます。いわゆるマル子とかマル乳とかですね。いわゆる医療券、医療証はどうかということでございますが、現時点ではあくまで保険証がマイナンバーカードでオンライン確認できるというところまでございまして、いずれそういったいわゆる公費に関わる部分に関しては、今後、マイナンバーカードで読み取れるようになっていくと思いますが、現時点では保険証の資格ということございまして、別途医療券等は今後かなというふうに考えております。

◎伏見保険年金課長 2点目の部分、私のほうでお答えするのは難しいかなというところはあるのですが、今の時点でそれに対する具体的な対策を私どものほうで何かあるのかと問われて、こうですという具体的な話はできません。ただ、生活保護の場合、ケースワーカーも、それぞれ担当のケースワーカーがついていたりするので、状況に応じてはそういう方と一緒に伺っていただくというようなこともあるのかなとは思いますが、では、これが正解だというのは、すみません、今、手元では持っていないということでご理解いただきたいと思います。

◎黒米委員 ごもったもな意見だと思うのですが、独居というのですか、1人でそういう方施設に入っている方というのがいるのです。そうすると、例えば、ケースワーカーみたいな、ついてくる人がいない方って、たくさんうちは来るのです。日常生活は普通にしていられるような方なのですが、ちょっと細かい話になると、分かりづらいとか、そういうことがあるのです。

それと、これは要望ですが、さっきの医療証の話ですけれども、患者さんはマイナンバーカードの中に全て入っていると思っていらっしゃるのですが、医療証をご提示いただかない方がかなり多いのです。持っていますと言うと、もうマイナンバーカードに入っていると思ったので持ってこなかったのですという方が結構いらっしゃいます。その辺は周知をしていただきたいなと。患者さんは医療証というのも保険証だと思っているのです。ですから、その辺は広告を出すなり何なりで周知していただいたほうがありがたい。これは要望です。

以上です。

◎西田市民部長 先程の加藤委員の質問で、マイナンバーカードが何枚ぐらいという話がありましたけれども、1月末時点での枚数は70.8%と出ています。

◎加藤委員 ありがとうございます。

◎西田市民部長 約9万枚ぐらいですか。

◎沖浦会長 いろいろ今後混乱が起きそうな部分の周知徹底をお願いしたいと、こういうご意見だったと思いますので、よろしくお願ひします。

ほかにございませんか。

◎水上委員 データの紐づけとかの調査のことはある程度見通しが立つんだみたいな話だったのですが、例えば、医療機関で資格無効ということが出たり、いろいろなトラブルがあるということが全国的に明らかになっていましたよね。小金井でそういうようなことというのが実際どれぐらいあるのかというのを把握されているのか。また、今出されたみたいなことも含めていろいろな疑問があると思うのです。そういうことについては把握をして、課長会とかもあると思うので、ぜひ国に意見を上げていただきたいなと思っているのですが、その点、どうかということ。

あとは、資格確認書が送られることになりますよね。今までは自動更新で保険証が送られてきたものが、今度は申請しないともらえないということになるのではないかなと思うのですけ

れども、マイナ保険証を持っていなくて、今の紙の保険証のままの人が資格確認書ですよ。これに変わってくるわけですよ。これは本人が申請しないともらえないということになっているのではないかなと思うのですけれども、それはきちんと周知しておかないと、今までもらえるものだと思っていて、申請しないともらえないで無保険になるという形になりかねないので、その辺はきちんと対策する必要があるのではないかなと思うのですけれども、どうかということと、特別療養費についても、短期保険証に変わるので、その点ではそういう制度になったのだというのは分かると思うのです。短期保険証を発行するのがいいのかどうかということもあるとは思いますが、ただ、今回は、マイナ保険証自身は変わらないわけですよ。ただ、事前通知が来るという形なので、その辺もよく周知徹底しておかないと、いきなり窓口で払ってくださいみたいな話になってびっくりするみたいなことにもなりかねないので、その辺は対策を強化してもらいたいと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

◎伏見保険年金課長 1点目の小金井市でどれくらい把握しているかというお話があったかなと思うのですが、あくまで国民健康保険の担当になってしまうので、お医者さんのほうから直接国民健康保険の担当課のほうにこういうことがあったというような問合せというか照会というのは1件もないというところがございます。

それから、2点目の先程来お話のある様々な不安等の話を課長会等ではということかと思うのですけれど、当然、課長会の中でも様々な疑問等がありますので、そういう点については都を通して国に対して様々これまでも意見申し上げてきたところがございますので、引き続きその点については務めていきたいというふうに考えてございます。

◎井上国民健康保険係長 それでは、水上委員から2点目と3点目のご質問をいただいておりますので、お答えいたします。

まず、2点目でございますが、資格確認書は申請制かどうかということでございますが、まず、現在、国民健康保険に入っていられる方がお手元にあります保険証の有効期限自体が令和7年9月30日まで有効でございますので、これまでの間は紙の保険証がそのまま使えるという形でございます。その後、ここから先が、先程申し上げたのですが、具体的にまだ通知等が来ていないので、まだ詳細が決まっていないのですが、令和7年9月30日に保険証の有効期限が切れますので、その前に資格確認書を自動的に発送するという段取りに恐らくならないかなというふうに考えています。なので、申請ではなく、こちらから直接お送りすることに恐らくならないかと思うのですが、具体的にこうしてくださいというのがまだ、来ていないので、また分かり次第ご報告させていただければというふうに考えております。

あと3点目の特別療養費の関係でございますけれども、こちらも確かに制度としてはマイナ保険証に一本化されるということで、短期保険証がなくなる関係でこのような制度を設定したということでございますが、これに関しても具体的にどのように取り扱うかというのがまだ国のほうから具体の指示がないのと、近隣他市、26市どの市に伺ってもまだ決まっていないので、今回は情報としてこのような制度ができていることをお知らせまででとどめさせていただ

いて、また何かありましたら、ご報告させていただきたいと思います。

以上です。

◎**水上委員** 状況は分かったのですけれども、国の制度なんですけど、お尻はもう12月2日からという形に決まっているのだけれども、決まっていないことがすごく多いなというのがすごい印象で、僕はマイナ保険証を使いたい人はマイナ保険証を使ってもらって、ただ、やっぱり紙の保険証が安心だから、このまま使いたいという人はそういう形で運用していけばいいのであって、期限を決めて全部マイナ保険証に統一するというやり方は、今のいろいろな問題についても明らかになっていないという中でスタートするというのはよろしくないかなというふうには考えていますけれども、やっぱり国の制度としてこういう形になっているというのは非常に残念だなとは思いますが、ぜひ運用についてはいろいろ調査していただいて、対応してもらいたいと思います。ただ、市役所の中で言うと、マイナンバーカード自体は市民課、保険年金課は国民健康保険の担当、医療の担当はまた違うと。マイナ保険証のことで言うと、各課にまたがっていろいろな所管があるということになっていると思うので、例えば、データの紐づけは情報システム課という形になると思うので、それは市民から見れば、マイナ保険証って1つなわけだから、各課連携しながら情報共有して、しかるべき改善点については国に意見を上げていくという形でぜひ取り組んでいただきたいなということは申し上げておきたいと思います。

以上です。

◎**沖浦会長** それではほかにご質問、ご意見等ございますか。大丈夫ですか。ほかにも質疑等がなければ、これでこの議題を終了いたします。

次に、日程第3「その他」に入りますが、事務局から何かございますか。

◎**井上国民健康保険係長** 1点、事務的なお知らせにはなりますが、委員の皆様の任期につきまして、令和6年12月31日までとなっておりますので、また、次の運営協議会はまだまだ開かれない関係で、また別途事務局のほうから各委員にはご連絡を差し上げたいというふうに考えております。

以上です。

◎**沖浦会長** 次回は未定ということですね。

その他、委員の皆様から何かございますか。

(「なし」の声あり)

◎**沖浦会長** では、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。ご協力ありがとうございました。お疲れさまでございます。

19時59分 終了

以上、書記をして会議の顛末を記載し、その記載に誤りのないことを証します。

令和6年2月26日

議 長 沖 浦 あつし

署名委員 小 堀 哲 朗

署名委員 遠 藤 百合子